

第8回教育委員会（臨）

開会日時 令和2年 3月 24日（火） 午後 5時30分
閉会日時 午後 6時41分
開会場所 教育委員会室

出席者

教育長 中川 修一
委員 高野 佐紀子
委員 青木 義男
委員 松澤 智昭

出席事務局職員

事務局次長	藤田 浩二郎	地域教育力担当部長	松田 玲子
教育総務課長	木曾 博	学務課長	星野 邦彦
生涯学習課長	水野 博史	地域教育力推進課長	諸橋 達昭
指導室長	門野 吉保	教育支援センター所長	平沢 安正
新しい学校づくり課長	渡辺 五樹	学校配置調整担当課長	大森 恒二
施設整備担当副参事	千葉 亨二	中央図書館長	大橋 薫

署名委員

教育長

委員

午後 5時 30分 開会

教 育 長 それでは、本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、長沼委員からはご欠席の連絡が入っておりますが、事前に本日の議事についてのご意見等をお預かりしております。

それでは、ただいまから、令和2年第8回の教育委員会（臨時会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたします。

それでは、報告事項を聴取します。聴取に当たり、本日の報告事項につきましては、センシティブな情報が含まれますので、一部を非公開による報告とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応について

（資料・各所管課）

教 育 長 それでは、報告1「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応について」、各所管課長から報告願います。

では、教育総務課長。

教育総務課長 それでは、まず最初に、私の方から、資料「総－1」のフォルダーに格納されておりますけれど、板橋区全体の対応状況ということで、第7回健康危機管理対策本部会議が3月23日の午後5時から開催されておりますので、その内容について説明をしたいと思っております。

最初に、資料1をお開きいただきます。

そちらの、データで言うと3／40ページをお開きいただければと思います。

こちらの上段のところです。

まず、資料1は専門家会議の内容なのですが、この専門家会議としては、現時点では社会経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするというこれまでの方針を続けていく必要があるということで、1つ目がク

ラスターの早期発見、早期対応、2つ目が患者の早期診断、重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保、3点目が市民の行動変容という、3本柱の基本戦略をさらに推進していくとしております。

続きまして、資料の10/40ページをお開きいただければと思います。

こちらの一番下段のところからですが、もし大多数の国民や事業者の皆さんが、人と人との接触をできる限り絶つ努力、3つの条件が同時に重なる場を避けていただく努力を続けていただけない場合には、感染に気づかない人たちによるクラスターが断続的に発生し、ある日、オーバーシュートが起こりかねないと考えます、という認識を示しております。

次のページ、12/40ページをお開きください。

こちらのところで、7の地域ごとの対応に関する基本的な考え方としまして、3点の方向性を示しております。

感染状況が拡大傾向にある地域、それと感染状況が終息に向かい始めている地域並びに一定程度収まっている地域で、3点目が感染状況が確認されていない地域ということで、それぞれの地域に対応する考え方をまとめております。

また、その次の段落のところ、8の学校等についてです。

こちらの1段落目の2行目ですが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、同じページが一番下のところですが、「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも1つの選択肢と考えられます」というような見識を示しております。

また、17/40ページをお開きください。

こちらの下段の(9)のところになります。大規模イベント等の取扱いについてということで、1段落目の下のところですが、「引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います」というような見識でございます。

こちらの20/40ページをお開きいただきますと、多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例ということで、このようなことが示されたところがございます。

以上が専門家会議の内容です。

続きまして、資料2をお開きいただければと思います。

「新型コロナウイルス感染症関連情報」で、3月23日現在の状況です。

中段のところに東京都の発生状況が記されております。

検査実施人数が1,848人に対して、陽性者数の累計が136人で、この時点では陽性者の割合は7.4%という形になっております。

また、次のページをお開きいただくと、中段に「保健所からお知らせしたいこと」ということで、この段階から区民と医療機関の相談窓口を変えております。

続きまして、一旦、閉めていただきまして、資料3をお開きください。

今後の主な教育施設の運営方針についてです。

こちらについては、前回のところでもお示したのですが、そこからの変更の

状況をお示ししています。

まず、1 ページ目の記書きの（2）です。

小・中学校の部活動、3月26日木曜日から3日、金曜日までの春季休業期間の対応です。

活動時間は、1回1時間、10名程度以内とする。室内については、窓や扉を開けた状態で実施する。登校前に検温し、平熱より高い場合には参加させないということで、部活動を実施する旨を改めて記載しております。

続きまして、（3）です。

区立小・中学校における春季休業中の校庭の開放についてです。

小学校は、3月26日まで、それと4月1日以降についての時間帯、また中学校については、3月26日から4月3日までの状況について案内しているところです。

続きまして、次のページになります。

中段の（9）図書館・いたばしボローニャ子ども絵本館を改めて、いたばしボローニャ子ども絵本館の記載を入れたところがございます。

この資料は閉じていただきまして、資料4をお開きいただければと思います。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた区主催事業等の中止判断基準」に新たな内容を追記しております。

1の基本的な判断基準は変わっておりませんが、3、その他で、4月開催事業で事前受け付けが必要な場合、方向性が決定するまで、原則、事前受け付けを中止するという内容を追記したものでございます。

そして、続きまして、一旦、閉めていただきまして、資料5をお開きいただきます。

「本庁舎における窓口開庁時間の臨時延長について」ということの説明になります。

記書きの1に臨時延長実施日等という表がありますが、ここの左側の窓口時間等の括弧書き、「（臨時）」となっているものについては、臨時で窓口を拡大するという形になっております。

以上が、区全体の状況でございます。

続きまして、学務課長から、国の通知についての説明をお願いします。

学務課長 では、国の通知の説明の前に、1点ほど、天津わかしお学校につきまして、いつもご心配をいただいておりますが、先日、3月20日に、天津わかしお学校の現地で卒業式を実施させていただきました。また、修了式については、こちらの教育支援センターをお借りして実施したところでございます。

新年度については、今後の決定を待ちながらということになりますが、今時点の予定では、4月5日というのが当初の計画の日になってございます。

では、今お話がありましたとおり、国の通知についてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の臨時会の中の「学-1」の資料をご覧ください。

先ほど教育総務課長からお話がありましたように、専門家会議の意見を受けて、文部科学大臣の方から事務次官に具体的な検討が指示され、3月24日付でこちらの文書が発出されております。

前文等の中で、まず学校では、日常において3つ条件、換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声と同時に重なることを徹底的に回避するという事。そして「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、別添がございますが、そちらを参照しながら対策を進めるということが言われております。

別添1、5/25ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」でございます。

今のところ、引き続き持ちこたえているという見解のもとに、今後、地域において感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国的に拡大すれば、どこかの地域を発端として爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないという分析が、まず、あるということ。

そして、地域ごとの状況に応じた一人一人の「行動変容」、「強い行動自粛の呼びかけ」が重要であるということに変わりはないということ。

そして、太字で書いてあるところですが、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すということが依頼されていることでございます。

この次のところですが、1の保健管理に関する事、感染症対策について、基本的な感染症対策の実施の中で、「感染源を絶つ」という言い方が、今回、されています。

ここで発熱等の風邪症状が見られる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様ということで、家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認。そして、登校前に確認できなかった児童生徒等については保健室等での検温及び風邪症状の確認ということで、今回のコロナウイルスに関しましては、症状が出ていると感染能力があるということで、一方、無症状のものについては限りなく感染する可能性はゼロに等しいという見解が示されておりますので、学校においても、そういう症状がある方は、コロナウイルスか否かを問わず、きちんとこの入り口でとめていくということが国からも示されたところでございます。

次に、感染経路を絶つということでは、通勤途上等で、手、指等にウイルスが付着していて、それが生徒等に例えば先生が触れることで感染するというようなリスク、生徒同士もありますけど、そういうことがありますので、手洗いやせきエチケットの徹底ということが必要です。

次のページは、正しい手の洗い方とか、せきエチケットについて書かれていますが、そこは少し飛ばさせていただいて、7/22ページの、最近、非常に取り上げられているこの3つの場ですね、「3密」というような表現もありますが、こちらの条件が重なると、クラスター、集団感染のリスクが高いということを言われておりますので、しっかり学校の教職員、児童、保護者のみならず、委託事業

者等、学校に出入りする方全てにご理解いただく必要があると考えています。

8 / 22 ページでは、換気の徹底、そして近距離での会話や発声等のマスクの使用というようなことが言われております。その次の(2)では出席停止等の取扱い、感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合は、従来からの対応どおり、出席停止ということになります。

次の9 / 22 ページの(3)では、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等についてということで、ここでは登校の判断、ハイリスクになりますので、基本的にはご自宅で休んでいただくことも視野に入ります。

今、国の通知が出たばかりでございますので、板橋区の個別具体的なことについては、これからさらに検討していくこととなります。

続いて、少し飛びますが、10 / 22 ページの下のところ、心のケアについてということで、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に取り組むということで、急に学校が休みになったりしましたので、その辺についてしっかりと見ていくことがあるということ。

それから、(6)が、これも大きくこれから課題になりますが、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別ということで、疑いがある生徒さんにお休みいただきますので、出てきたときに、誤解とか偏見とかでいじめ等につながらないようにしっかり現場を守っていく必要があると思います。

次のページの11 / 22 ページですが、学習指導に関することということで、一斉臨時休業に伴う学習の遅れ、それから補充のための授業等について言及がなされております。この点については、後ほど指導室の方からもお話があると思います。

それから、3番の、12 / 22 ページですが、入学式、修学旅行等の学校行事についても、これから色々と検討が必要な状況になると思います。

次が、13 / 22 ページですが、部活動について、続いて、学校給食についてということで、学務課が所管となります。この点については、日ごろから徹底しているところではありますが、特に後段の、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように、机の向かい合わせをしないとか、会話を控えるということ、ここは当分は生徒さん、さびしいかもしれませんが、教室型で食事をしていただくというようなことが考えられるかと思います。

6が、公立学校教職員の出勤等の服務ということ。

それから、7は、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスということでございます。

8以降については、高等学校等、また私立学校等でございますので、本日の説明は割愛させていただいて、17 / 22からは新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休校の実施のガイドラインが出ております。

万が一、発生した場合に、臨時休業の実施に関する考え方、それから、当然、学習が遅れてまいりますので、家庭学習等について、また、登校日の設定、その

他、指導の工夫、また、教科書の取扱いや学校給食の対応などが記載されておりますので、ここについては後ほどご覧をいただければと思います。

一言申し上げますと、私どもとしては大丈夫だろうということではなくて、万が一発生した場合には、この別添2を活用しながら、安全対策をしっかりとっていくということが必要と考えているところでございます。

最後になりますが、参考資料として、児童生徒、または教職員に感染者が確定した場合の判断の流れ図がありますので、こちらもご参照いただければと思います。

それでは、長くなりましたが、以上でございます。

教育総務課長 続きます、学校現場の状況について、指導室長の方からお願いいたします。

指導室長 資料は手元にごさいませんが、前回の臨時教育委員会を受けた後、3月16日から校庭の開放を実施しております。

こちらは、小学校の方が朝9時から午後2時まで、中学校の方は9時から正午までという時間設定をさせていただいています。

それを受けて、この春休みにつきましては、3月26日からですが、先ほど本部会議の資料にありましたとおり、小学校の方は、引き続き、31日までは9時から14時まで。ただ、4月1日からは、教員の異動の関係がありますし、入学式、始業式の準備等もありますので、規模を縮小しまして、9時から正午までの3時間に絞りたいと思っています。

中学校の方は、春休みにつきましては、この後ご説明いたしますけど、部活動の方を一部再開いたしますので、その合間で、部活動に参加していない子供たちの、あくまでも健康保持、運動の機会を設けるという意味合いで、校庭の開放を学校の実態に応じた形で設定するという方向にしております。

部活動の方につきましては、あくまでも可能な部活動は再開していいですよという立場です。全面的に全ての部活動を再開するというわけではありません。

あくまでも、先ほどお話ししたとおり、生徒の健康保持の観点から運動する機会を設けると。この場合の健康保持というのは心身の健康です。ですから、運動活動のみを指しているものではございません。

その条件として、例えば1回当たり1時間以内、多くても10人程度以内で実施してくださいというようなお願いの仕方をしています。

また、室内等につきましても、室内、実は開放していないところがあるのですが、10人程度以内であれば、あるいは1時間程度以内であれば、窓を開け、扉を開けていけば、校外と同じような条件が整うというふうに判断できるような施設であれば再開していいですよというようなお話の仕方です。

また、校外等に出るような活動、ランニングとか、対外試合とか、合同練習とか、そういうものは今は控えてくださいという言い方をしています。

また、登校前には必ず検温していただいて、平熱以上あるときは参加しない。

これは、同時に、教員、あるいは外部指導員に対しても同じように義務づける

ことで、子供たちの安全確保をしつつ、最小限度の運動の機会を設置、確保することができるのではないかなというふうに考えています。

ですので、これを受けて、学校の校庭の広さ、体育館の大きさ、あるいは生徒の参加する数、ニーズ等によって、校庭の開放する時間等がどれぐらいの時間でできるかというところは学校の実情に応じるのかなというふうに考えて、中学校の方は各学校で時間帯を設定するというようなお願いの仕方になっております。

なお、19日、区立中学校の方は22校、卒業式が挙行されました。参加が卒業生、教職員、保護者2名以内という形、しかも1時間以内というかなり厳しい条件をつけさせていただきました。

当然、窓を開け、扉を開け、換気をしながらというお願いの仕方でしたが、22校からは大きな混乱もなく、無事卒業式ができましたというお話をいただいております。また保護者の方からは、卒業式を無事実施することができて、ありがたかったですというお声も届いております。

以上でございます。

教育総務課長 あと、先ほど資料3にありました中央図書館の関係ですけれど、お願いします。

中央図書館長 記載に加えたボローニャ子ども絵本館の休館については、前回までの教育委員会の中でご説明しているとおりです。

継続して、4月5日までの期間ということで、絵本館については休館で、地域図書館を含めた図書館については、一部サービスに限った提供といった形で進めているところです。

教育総務課長 今、東京都の状況ですけれど、東京都は23日の対策会議で、新学期の授業再開をめざすよう都立学校に通知し、都内の区市町村にも伝えるという方針を明らかにしています。それを踏まえまして、今後、教育委員会の方も対応を考えていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告1の一部につきましては非公開として聴取いたします。

報告1「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応について」

(非公開)

教 育 長 ありがとうございました。
では、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
午後 6時 41分 閉会